D_{19} ＝ 0.023
D_{20} ＝ 0.02341
D_{21} ＝ 0.02251
D_{22} ＝ 0.023
D_{23} ＝ 0.023
D_{24} ＝ 0.022
D_{25} ＝ 0.022
D_{26} ＝ 0.022
D_{27} ＝ 0.009
D_{28} ＝ 0.0100
D_{29} ＝ 0.0020
D_{30} ＝ 0.00158
$D_{元}$ ＝ 0.00105

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額
F_{16} ＝ 0.011
F_{17} ＝ 0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額
H_{12} ＝ 0.050
H_{13} ＝ 0.054
H_{14} ＝ 0.051
H_{15} ＝ 0.054
H_{16} ＝ 0.055
H_{17} ＝ 0.055
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05320
H_{21} ＝ 0.05115
H_{22} ＝ 0.053
H_{23} ＝ 0.051

D_{19} ＝ 0.023
D_{20} ＝ 0.02342
D_{21} ＝ 0.024
D_{22} ＝ 0.023
D_{23} ＝ 0.023
D_{24} ＝ 0.022
D_{25} ＝ 0.022
D_{26} ＝ 0.012
D_{27} ＝ 0.009
D_{28} ＝ 0.0021
D_{29} ＝ 0.0020
D_{30} ＝ 0.00158

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額
F_{16} ＝ 0.011
F_{17} ＝ 0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額
H_{12} ＝ 0.050
H_{13} ＝ 0.054
H_{14} ＝ 0.051
H_{15} ＝ 0.054
H_{16} ＝ 0.055
H_{17} ＝ 0.055
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05323
H_{21} ＝ 0.054
H_{22} ＝ 0.053
H_{23} ＝ 0.051